報道関係各位

「映像コンテンツの権利処理円滑化のための、一般社団法人設立」

に関するプレスリリース

謹啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く お礼申し上げます。

さてこのたび、私ども(社)日本音楽事業者協会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(社)音楽制作者連盟の三団体は、映像コンテンツの流通を促進し、「コンテンツ大国の実現」に貢献すべく、映像実演の権利処理に係る業務を一元化するための窓口となる新団体を共同で設立することに同意いたしましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、添付の設立趣旨書をご参照いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

2009年4月30日

(社)日本音楽事業者協会 会長 尾木 徹 (社)日本芸能実演家団体協議会 会長 野村 萬 (社)音楽制作者連盟 理事長 大石 征裕

この件に関するお問い合わせ先

(社) 日本音楽事業者協会事務局(担当:山崎) 03-3404-4133

一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構(仮称) 設立趣意書

1 設立の趣旨と背景

- (1) デジタル化・ブロードバンド化の進展に伴い、これまで数多くのメディアが生まれ、成長を続けている。一人でも多くの視聴者が、こうした技術進歩の恩恵を受け、多くのウィンドウを通じてコンテンツを楽しめるようになることこそ、全ての実演家、事業者の願いである。この思いの下で、我々(社)日本音楽事業者協会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(社)音楽制作者連盟の三団体は、日々真摯に協議を重ね、新たなメディアへのコンテンツ供給の実現に、最大限の協力を行っている。
- (2) 昨今、特にブロードバンドやモバイルサービスの利用者が、目を見張るスピードで拡大していることは周知のとおりである。こうした環境変化の中で、いわゆる「コンテンツの二次利用」のニーズが急増しており、我々が行う日々の権利処理業務についても、質・量の両面から、かつて経験したことのないスピードで拡大している。こうした急激なニーズの変化に対し、関係者に相当の収益をもたらすビジネスモデルが全く見えていないのが現状ではあるが、我々三団体は、まずはユーザーニーズへの対応を重視し、山積する膨大な業務の効率化を不断に模索してきたものである。
- (3) この度、我々三団体は、上記に掲げた権利処理業務の効率化を実現し、利用者のニーズに応えていくためには、下記に示す業務を3者共同で行っていくことが最も有効な手段であるという共通認識に達し、このための団体を設立することに合意した。ここに、その概要を関係各位にお知らせするものである。
- (4) 政府が「コンテンツ大国の実現」を政策目標に掲げて久しい。しかしながら、 昨今の関係者の議論を仄聞するにつけ、この目標実現に最も重要なことが見失 われようとしているのではないか、という危惧を抱かざるをえない。我々とし ては、この団体設立を機に、「コンテンツ大国」の土台となるべき以下の基本的 考え方について、関係者が再認識することを強く求めるものである。
 - ① 「著作隣接権」、すなわち実演家の演技等をどのように露出させていくかを 自らの意思で許諾し、制御していく権利は、コンテンツ流通ビジネスの中で も、最も尊重されなければならない。この権利の保証があってこそ、実演家、 事業者はより良いコンテンツ制作に当たり、その才能の全力を尽くすのであ り、コンテンツ大国の土台を支えているのはこうした創作活動である。

- ② 昨今、コンテンツ大国の基盤をなす、こうした実演家の「許諾権」を制限し、事後的な報酬請求権とする制度を創設することが、「流通促進」及び「コンテンツ市場拡大」につながるとの主張が散見される。個々のクリエイター、実演家、事業者の「創作活動」の成果であるコンテンツなくして、その「流通」はありえない。我々は、「流通促進」のために「創作活動」のインセンティブを奪う制度を作ることが「コンテンツ大国」に資するとの主張が「本末転倒」であることは明白であると考える。
- ③ 昨今、こうした主張に与すると考えざるを得ない言動が、産・政・官・学各界に散見される。こうした状況を見るにつけ、国民利用者にとって真に実りあるコンテンツ大国の実現を願う我々実演家、事業者としては、自らの演技・パフォーマンスの露出を許諾し、制御していく権利こそ、コンテンツ大国を支える最も重要な経済的基盤であり、もって国益に資することと理解する。この点につき改めて我々の考えを強調するとともに、各界の心ある有識者の方々による理解と、今後の適切な対応を信ずるものである。
- (5) この度設立する団体についても、上記に掲げた基本的考え方を堅持して運営し、実演家、事業者の権利を尊重しつつ、効率的な権利処理とコンテンツ流通促進が実現可能であることを示していく所存であり、コンテンツの製作・流通に係る関係者の方々のご理解と、ご協力を改めてお願いする次第である。

2 法人の概要

- (1) 名称
 - 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
- (2)組織形態
 - 一般社団法人
- (3) 設立時構成員

社団法人日本音楽事業者協会(音事協) 社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協) 社団法人音楽制作者連盟(音制連)

以上 3社

(4) 法人所在地 東京都内で検討中

3 事業内容

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構では、映像コンテンツの二次利用に係る円滑な権利処理を実現することにより、デジタルネットワーク上のコンテンツ流通の促進と、これによる実演家への適正な対価の還元の実現に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1)映像コンテンツの二次利用に関する許諾申請の受付
- (2)映像コンテンツに係る不明権利者の探索、通知
- (3)映像コンテンツの二次利用に係る収益配分の在り方に係る調査研究
- (4)映像コンテンツの権利処理に関する理解促進、啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

4 今後のスケジュール

2009年5月法人登記2009年6月事務所開所2010年4月1日業務開始

以上